

平成 25 年度第 1 回日野市入札及び契約等監視委員会議事概要

開催日時場所	平成 25 年 5 月 23 日（木） 午前 10 時 00 分～正午 日野市役所 2 階 201 会議室
出席委員	委員長 西浦 定継（明星大学理工学部教授） 委 員 掛川 亜季（弁護士 りんどう法律事務所） 委 員 原田 征久（公認会計士 原田会計事務所）
議事次第 1. 開会 2. 審議事項 （1）抽出案件について（平成 25 年 2 月 1 日から平成 25 年 4 月 30 日までの総務課契約締結分） （2）日野市競争入札参加有資格者指名停止基準の一部改正後の指名停止事例と見積合せの取り扱いについて 3. その他 4. 閉会	
質問・意見	回答
（1）抽出案件について ・抽出方法等の説明を事務局に求める。	・今回の審査対象期間は、平成 25 年 2 月 1 日から平成 25 年 4 月 30 日までとなっています。 この間に総務課で契約締結した案件の総数は 264 件です。通常より案件が多くなっています。 このなかには、4 月 1 日付で契約締結している、総務課で準備行為と呼んでいる案件が含まれています。本来は 25 年度予算が議会で承認され、確定した後に事務作業をすすめるべきですが、4 月 1 日に業務開始する案件については、それでは間に合わないため、2～3 月に見積合せを行い、4 月 1 日に契約する相手方を決定しています。 前年同期と比較しますと契約件数が 40 件程減少していますが、予算の削減にあわせて、契約依頼があった件数が減少

○日野市立中央図書館外構整備工事（その３）について ・（その３）とあるが、３回目の工事か。 ・１回目の入札はいつごろ行われたのか。 ・不調の理由として、工期に余裕が無い状況での入札とあるが、計画的に準備し、入札を早い時期に行うことはできなかったのか。 ・３回目の入札で切り離れた「機械設備工事」についてはどうなるのか。 ○工事全般について ・工事の入札結果調書のなかに「無効」の表示があるがどういう意味か。工事以外では、予定価格を超えた入札額に「無効」の表示はない。 ・工事が年度末に集中するため、不調等になっている。工事全般をトータルでみて、発注予定を考えた方がよい。 ○強化磁器食器（小学校）、強化磁器食器（旭が丘小学校）、強化磁器食器（大坂上中学校）について	しているものと思われます。 ・２度不調となり、入札を３回実施しました。 ・１２月頃です。 ・昨年度は、小中学校の冷暖房設備設置工事（２３校分）を急ぎょ行うことになり、その対応に市の技術系職員が追われたためと、本件の現場での関係機関の調整に時間がかかったためです。 ・水道の配水管やガス管の切り替えだったため、特命随意契約で年度末に実施しました。 ・工事は予定価格を事前公表しています。指名業者が、その金額を超えて入札した場合は無効となります。工事は電子入札で行っていますので、システム上、自動的に「無効」の表示となってしまいます。
---	--

・落札率が高いが。 ○消耗品全般について ・単価契約となっているものがあるが、総価契約との違いは何か。 ○不在者投票用封筒の印刷について ・落札率が５０％を切っている理由は何か。 ・以前も話したことがあるが、印刷は金額の変動があまりないと考えられるので、前年度の契約等過去の蓄積を基に、設計金額を考えてもらいたい。 ○印刷全般について ・印刷の案件で、予定価格より大幅に高く見積している業者がいるようだが、今後そのような業者を指名しない等何か対	・学校給食で使用する食器の購入ですが、１回目の入札が不調となりました。調べたところ、製造元の値上げが原因だとわかり、再度参考見積りを徴する中で執行したため、高くなったものです。 ・単価契約では、決定すべき内訳の項目が幾つかに分かれていて、それぞれの単価を決定しています。予定数量を基にした総額が結果調書には記載されていますが、総価契約の総額とは異なります。実際は、主管課が必要なときに必要な数量を発注し、決められた単価をかけた金額を支払うことになります。決定調書に記した金額を必ず払うわけではありません。 ・市長選挙で使用する不在者投票の封筒を印刷したものです。指名した３者の見積り額に大きな差がないので、担当課の設計金額が過大だったのだと思われます。 ・見積り額だけをとらえてペナルティを科すのは難しいと思います。登録されている印刷業者は市内に５者と限られてい
--	--

応はあるのか。 ・見積金額をいくらにするかは業者の判断であるため、その額が高額だからといって、市として問題にすることはないのではないか。 ただし、低入札については、市側に問題がないか、その理由等について確認すべきである。 ○日野宿交流館修繕について ・1者のみ応札しているが、特殊な修繕だったのか。 ○修繕全般について ・修繕にも単価契約となっているものがあるがどうなのか。 ○小・中学校資源物回収業務委託、焼却灰放射能濃度等測定業務委託、二次予防事業対象者把握業務委託、日野市市民の森ふれあいホール設備機器管理業務委託について ・落札率が低いようだが。	るため、今後も指名からはずすことは考えていません。 ・修繕は従来から市内事業者で行うことを原則にしているので、当初、市内5者で入札を実施したところ、全者辞退で不調となりました。2回目は、市内4者と主管課が参考見積りを徴した市外1者で実施したところ、市内4者はすべて辞退したという事例です。 ・修繕業務が定型化されているものがあり、それぞれの単価を決定しています。 ・小・中学校資源物回収業務は、小中学校から上質紙等の資源物を回収してリサイクル施設へ運搬するものです。落札者は一昨年の受注者で、受注意欲が高かつ
--	--

○投票管理用システムパーソナルコンピュータ賃貸借、航空機騒音測定実施及び測定機借上、e L T A X用ノートブック型パーソナルコンピュータ借上、自動体外式助細動器借上について ・どれも落札率が低い。	たと聞いています。 ・焼却灰放射能濃度等測定業務では、測定器を複数台所有している事業者が落札しています。複数の測定器を使うことによって作業時間が短縮でき、見積り額に反映したとのこと。賃貸借を単なるリースとは見ずに、今回は設備を所有している事業者を指名に加えたことで、安価な結果となったものです。 ・市民の森ふれあいホール設備機器管理業務は、前年度の業務に加え、遠隔運転監視システムが追加されたものです。担当課が想定していた汎用システムではなく、仕様を満たした上でより安価なシステムを落札者が採用していたための結果だと見ています。 ・投票管理用システムパーソナルコンピュータ賃貸借は、選挙を間近に控え、不調とならないよう主管課が設計金額を多めに見積もった結果だと思われます。 ・航空機騒音測定実施及び測定機借上は、見積りあわせのタイミングが駆け込み需要の時期となり、競争が激化していたこと、指名業者について、環境業務を行っているリース業者を調べて選定したことなどが要因だったと考えています。 ・e L T A X用ノートブック型パーソナルコンピュータ借上は、入札時点で最新の機器ではなくなったことなどが原因と
--	--

・ 航空機騒音測定実施及び測定機借上のように、通常のようにリース会社を指名するのではなく、別の専門業者等で指名を行い、より安価な金額で契約できたことは望ましい結果である。 ○日野市生活・保健センター冷温水発生機（2号機）借上について ・ 借りるのではなく、購入するものでないのか。 （2）日野市競争入札参加有資格者指名停止基準の一部改正後の指名停止事例と見積合せの取り扱いについて ・ 事務局に説明を求める。	して挙げられます。 ・ 自動体外式助細動器借上は、仕様は同一でしたが主管課と設置場所が異なるため、21案件に分けつつも、同じ単価で見積もるよう条件を付しました。台数が81基と多く、受注意欲が高かったためと思われます。 ・ 賃貸借なのか購入なのかは、昨年度の1号機借り上げでも指名業者選定委員会で議論となりましたが、経費を比較すると借上げの方が安いという結果を考慮して入札を実施しました。 ・ 前回の当委員会でのご意見を踏まえ、今まで指名回避として取扱っていた事案に関しては基準を改正し、今後指名停止措置とすることになりました。指名停止基準改正後、該当事案が2件ありました。 この2件は、見積合せと入札とで生じたものですが、入札は時間厳守としているのに比べ、見積もり合わせは、若干弾力
---	--

・見積り合せであっても公平に行うためには、締め切りを守るべきだが、例えば3者のうち1者が締め切りに遅れた場合には、2者では競争性の確保が損なわれるおそれがある。見積を多く取ったうえで決定するのが望ましいかたちではある。原則は締め切り厳守だが、ケースバイケースで判断するようではないか。 ・実際にはないとしても、見積書が遅れて提出された場合は、提出期限後に他者の見積金額の情報が漏洩したうえで、見積書が作成される可能性がある。いつも遅く提出する業者が契約をとることがあってはいけない。 ・遅れて提出することを認めた場合でも当日内とすべきであり、何時までと時間を決めたほうがよい。 (3) 今後の委員会のすすめ方について ・本委員会の今後の進め方について、事務局からの提案を伺いたい。	的な対応をとる場合もあります。その対応に差が生じている現状についてご意見をいただければと思います。 ・委員の意見を基に引き続き検討していきます。 ・委員会の役割については、大きく4つに分かれています。 (1) 入札及び契約手続き全般の運用状況に関すること (2) 競争入札に係る入札参加資格の設定の理由及び経緯並びに指名競争入札に係る指名の理由及び経緯に関すること (3) 談合情報に関すること (4) 総合評価方式に関して、落札者決定基準を定めようとするとき
---	---

・委員会がどのように機能していくかは重要な点である。別な視点から複合的な見方ができるように何か方法があれば提案してほしい。 ・今まで行なっている（１）については、担当課に低入札の理由等をきくことでチェック機能が果たされていると思うので、引き続き行うべきではないか。特命随意契約の案件も議論したい。 ・市長へ意見の具申については、今後の委員会の成り行きを踏まえ、まとめる必要がある場合は、各委員間で調整しながらすすめていけばいいのではないか。	これまでは、主に（１）を中心に審議していただいていたましたが、数年間委員会を開催してきているなかで、抽出される事案や該当理由等についても、目新しいものはなく固定化されてきています。 ・次回については、（２）「競争入札に係る入札参加資格の設定の理由及び経緯並びに指名競争入札に係る指名の理由及び経緯に関する事」や「特命随意契約」に係る案件を中心に審議をいただけないかと考えています。 ・なお、委員会は、必要に応じて市長に対して意見の具申を行うことができます。この場に出された意見をどのように反映していくかという点ですが、市長に意見を具申し、庁議等の場をとおして職員に周知を図ることができるのではないかと考えています。
--	---